

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成26年(2014年)10月22日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 10月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 10月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】 別居後妻が夫に婚姻費用の分担を申し立て,子供の養育を前提に算定された同費用の支払いが命じられた。夫は子供を自分の下で養育した期間の費用の相殺を主張したがその期間は夫が子供を妻の下に返すのを拒んだためだったとして当該減額は信義則に反するとされた(平成24年12月28日東京高裁平成24年(ラ)第2323号)

【2】 相続財産がないものと信じ相続放棄の申述も遺産分割協議もしなかったが,後日相続財産に債務があることがわかり相続放棄の申述をしたが却下されたため抗告した事案。抗告人らの熟慮期間の起算日を債務の存在を認識した日とし,原審判を取消し同申述を受理(平成26年3月27日東京高裁平成25年(ラ)第1685号)

【3】 亡母のゆうちょ銀行の貯金に対し相続人の一人が自らの法定相続分相当の払戻を請求したが被告が払戻を拒否したため損害賠償を請求。同請求が棄却されたため原告が控訴したが,被告の払戻拒否は共同相続人間の紛争の存在を考慮したもので違法性はないとされた(平成26年4月24日東京高裁平成25年(ネ)第6537号)

【4】 元私道で市が買収し市有地になった後も道路法による市道としての路線認定がない土地について黙示の公用開始を認めたと上,黙示の公用廃止がされた事実は認められないとして,取得時効規定の適用を認めなかった事例(平成26年5月28日東京高裁平成25年(ネ)第7038号)

【5】 証券会社Yの勧誘でデリバティブ取引していた学校法人Xが解約料を払って解約したが,XはYの勧誘に公序良俗違反,適合性原則違反等があったとして解約料の返還等を求めた。Yの説明義務違反を認定し,Xにも過失があったとして8割の過失相殺が認められた(平成24年2月24日大阪地裁平成21年(ワ)第11487号)

【6】 2歳7か月で交通事故による傷害を負い,症状固定時6歳となった被害者が自賠法施行令別表第一第1級1号に該当するとされ,加害者に定期金賠償を請求したところ加害者は一時金賠償を主張し争われた事例。介護が長期に渡ること等を考慮し定期金賠償を命じた(平成25年7月4日福岡地裁平成23年(ワ)第2604号)

【7】 関西電力に対して人格権ないし環境権に基づき大飯原発3及び4号機の運転差止を求めた事案。関西電力による大飯原発に係る安全技術及び設備は確たる根拠のない楽観的な見通しのもとで初めて成り立ち得る脆弱なものとして同原発の運転差止請求を認容した(平成26年5月21日福井地裁平成24年(ワ)第394号(第一事件),平成25年(ワ)第63号(第二事件))

【8】 羊水検査の誤報告で中絶の機会を失いダウン症児Aを出産,Aはダウン症を原因とする疾患で死亡したとして,Aの両親が診療所及び医師に損害賠償を請求した事案。両親は誤報告で家族設計選択の機会を奪われ,重大な精神的苦痛を受けたとして請求を全部容認した(平成26年6月5日函館地裁平成25年(ワ)第93号)

(商事法)

【9】 グループ企業X1~X5のY1及びY2銀行預金がX1社従業員Aによって真正な預金通帳および銀行届出印を用いて引出されたことに対しXらがYらに損害賠償を請求した事案。原審はXらの請求を棄却したため訴えを追加変更して控訴したが,いずれの請求も棄却(平成24年11月27日東京高裁平成24年(ネ)第437号)

【10】 債務者Yの株主である債権者らX1 X3がYの行った第三者割当株式の募集は,Yの現経営陣が大株主Xらの影響力排除を目的として行ったものだと上記事新株発行差止めの仮処分命令を申し立てたが,新株発行は「著しく不公正な方法」と認められないと判示(平成26年3月26日仙台地裁平成26年(ヨ)第21号,25号)

【11】 X社の従業員AがXから窃取した預金通帳と銀行届出印を使用してY銀行のX名義の普通預金口座から払戻しをしYがこれに応じたためXがYに同払戻しの無効を主張した事案。Yの預金者本人への確認を試みなかった過失を認め5割の過失相殺をして請求を一部認容(平成26年7月14日福岡地裁平成25年(ワ)第909号)

(知的財産)

【12】被告作製のヌードマウスの使用差止めを求める前訴で敗訴・確定した後、被告作製の本訴ヌードマウスが本件発明の技術的範囲に属するとして損害賠償請求した事案。信義則上前訴判決で判断された構成要件解釈と異なる主張をすることはできないとして控訴を棄却(平成25年12月19日知財高裁平成24年(ネ)第10054号)

【13】図形をデータベースに登録し、それを基に表データに転換できるソフトの販売権等を有する原告が、被告の委託で作成したテンプレートは原告のデータベースの著作物と主張したが、本件テンプレートの創作性が否定され著作物と認められなかった事例(平成26年9月30日東京地裁平成24年(ワ)第24628号)

【14】「Cu-Ni-Si系合金部材」の特許権を有する原告が被告製品の生産等の差止等を求めたが、サポート要件違反又は実施可能要件違反により本件発明に係る特許は無効にされるべきで、原告は特許法104条3第1項により本件特許権を行使できないとして請求を棄却した事例(平成26年10月9日東京地裁平成24年(ワ)第15612号)

(民事手続)

【15】更生債権の請求訴訟が更生債権の届出・確定により終了した場合、これの訴訟費用は更生債権に該当するが、更生債権として届出がされないまま認可決定があったときは、更生会社はその責任を免れるとして、訴訟費用確定決定の申立てが却下された(平成25年11月13日最高裁平成25年(許)第4号)

【16】建物賃借人の賃料減額請求に基づく賃料確認請求訴訟と貸與人Xの賃料増額請求に基づく賃料確認反訴請求訴訟の口頭弁論終結前に、Xが更に賃料増額請求を行い前訴判決後Xが増額賃料の確認等を求め、請求は前訴判決の既判力に抵触するとして原判決を破棄差戻(平成26年9月25日最高裁平成25年(受)第1649号)

【17】債権者Xと債務者Y間の和解調書を債務名義としてYがZ(宅地建物取引業保証協会)に納付した弁済業務保証金分担金の返還請求権のうち、本件債権の差押命令を得た後同債権をXに転付する旨の命令を申し立て、原審が同申立てを認容、Zが抗告したが棄却された(平成26年4月24日東京高裁平成26年(ラ)第564号)

(刑事法)

【18】国から占用許可を得て市が公園の一部として開放し維持管理していた人工砂浜での埋没事故について、同砂浜を含む海岸の工事、管理に関する事務を担当していた国土交通省職員に同砂浜に関する安全措置を講ずべき業務上の注意義務があったとされた事例(平成26年7月22日最高裁平成24年(あ)第59号)

(公法)

【19】徳島県内居住の原告の障害基礎年金の裁定請求が却下され、その取消訴訟において審査を担当した徳島事務センターが「事案の処理に当たった下級行政機関」に該当するか否かが争われ、これを否定した原審に対し最高裁は上記機関に該当するとして事件を差戻した(平成26年9月25日最高裁平成26年(行フ)第2号)

【20】固定資産税等賦課処分の適法性が争われた事案において賦課期日後賦課決定処分時までに登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に賦課期日現在の所有者として登記又は登録されている者は当該賦課期日に係る年度の固定資産税の納税義務を負うと判示(平成26年9月25日最高裁平成25年(行ヒ)第35号)

(社会法)

【21】石綿関連疾患に罹患した石綿工場元従業員らが国に対し、昭和46年4月28日まで規制権限を行使しなかった違法がある等として損害賠償を求めた事案。原告31名中24名につき、違法性を認めなかった原判決を破棄して差戻し、7名については上告を棄却した(平成26年10月9日最高裁平成23年(受)第2455号)

【22】石綿関連疾患に罹患した石綿工場元従業員らが国に対し、昭和46年4月28日まで規制権限を行使しなかった違法がある等として損害賠償を求めた事案。原告58名中57名につき、違法性を認めた原判決を支持し、1名については逆転敗訴とした(平成26年10月9日最高裁平成26年(受)第771号)

【23】コンビニ加盟者に対する見切販売の取りやめを余儀なくさせる行為についての、公正取引委員会による排除措置命令の後、見切販売妨害行為があったとする損害賠償請求訴訟において、被告の行為は助言・指導の範囲を超えるものではないとして請求が棄却された(平成26年5月30日東京高裁平成23年(ワ)第8号)

【24】身体障害を有する原告の生活保護開始決定が、原告保有の処分価値のない自動車の処分指示に従わなかったため同決定の廃止処分がなされた。原告は処分の取消と損害賠償を請求したところ、原告は自動車保有の要件を満たしているとして廃止処分が違法とされた(平成25年4月19日大阪地裁平成22年(行ウ)第35号、平成22年(ワ)第3293号)

【25】原告会社が被告会社に対し不正競争防止法2条1項1号及び3条、又は会社法8条に基づき、「東洋総医研」を含む商号の使用の差止め並びに「株式会社東洋総医研」との商号の抹消登記手続を求めたが、「不正の目的」は認められない等として請求は棄却された(平成26年9月29日東京地裁平成24年(ワ)第30904号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 東京高決平成24年12月28日 判例タイムズ1403号254頁

平成24年(ラ)第2323号 婚姻費用分担審判に対する抗告事件(抗告棄却)

別居後、妻が夫に対し婚姻費用の分担を申し立てたところ、子供らが妻の下で養育されていたことから、同養育を前提として算定された婚姻費用の支払いが命じられた。しかしながら、夫は、子供らは別居後は妻の下で養育されていたものの、平成24年4月27日から同年8月3日までの間は夫の下で養育されていたので、その間における養育費相当額を差し引くべきであるとして即時抗告を申し立てた。本決定は、夫が上記期間中子供らを養育していたことは認められたものの、そのような事態に至ったのは、妻が1泊の予定で夫に子供らを委ねたにもかかわらず、夫が連絡を断って、子供らを妻の下に返すことを拒んだためであるから、その間の養育費相当額を婚姻費用から減額等することは信義則に反し許されないとし、抗告を棄却した。

(2) 東京高裁決定平成26年3月27日 判例時報2229号21頁

平成25年(ラ)第1685号 相続放棄申述却下審判に対する抗告事件(取消)

本件は、平成22年8月8日に死亡した被相続人の相続財産について、長女や二女は、生前、被相続人が自己の財産を長男に譲る意向を示しており、債務の存在は知らず、長男が一切を相続し、自分たちには相続すべき財産がないものと信じており、長男が被相続人が所有していた不動産の移転登記をするために、その依頼に応じ遺産分割協議証明書に署名・押印したものの、相続放棄の申述はもとより実際には遺産分割協議もしていなかったところ、爾後、被相続人の相続財産に債務があることがわかったため、平成25年4月2日、家庭裁判所に相続放棄の申述をしたが、却下されたために、東京高裁に抗告をしたという事案である。

本決定は、抗告人である長女及び二女には、相続すべき財産がないものと信じていたことが認められ、そう信じることには相当な理由があったと判示し、そして、現実に遺産分割協議がなされたものではないから、抗告人らの熟慮期間の起算日は、同人らが債務の存在を認識した平成25年3月26日であるとして、原審判を取り消し、本件相続放棄の申述を受理した。

(3) 東京高判平成26年4月24日 判例時報2229号19頁

平成25年(ネ)第6537号 損害賠償等請求控訴事件(控訴棄却(上告・上告受理申立て))

本件は、亡くなった母親のゆうちょ銀行の貯金について、相続人の一人が、同銀行を被告として、自らの法定相続分に相当する貯金の払戻しを求めるとともに、被告の貯金払戻拒否は不法行為にあたるとして、不法行為に基づき、損害賠償を請求した事案である。

一審は、貯金の払戻請求については認容したが、不法行為に基づく損害賠償請求は棄却したため、原告が一審判決を不服として控訴した。

控訴審は、被控訴人である銀行が、貯金の払戻を拒否した理由は、共同相続人間での相続分についての紛議の有無を確認するため、控訴人以外の相続人に対し、分割相続についての取り決めの有無等について照会したところ、紛争が生じており、相続分を分割して支払うことについて嚴重に異議を述べられ、また、払戻しに応じた場合に、当該払戻分に他の相続人の相続分が含まれていた場合には二重に払戻請求をし又は損害賠償請求をすることが予想される旨の通告を受けたためなどであり、控訴人に損害を与えることを目的として相続人の払戻しの請求に任意に応じなかったということはできず、その他任意に払戻しの請求に応じなかったことが公序良俗違反に匹敵するような強度の違法性を有するものであることを基礎付ける事実を認めるに足りる証拠はないとして、不法行為に基づく損害賠償請求についての控訴を棄却した。

(4) 東京高判平成26年5月28日 判例時報2227号37頁

平成25年(ネ)7038号 所有権移転登記手続請求控訴、同附帯控訴事件 一部取消・請求棄却、附帯控訴棄却(上告・上告受理申立て)

本件は、元私道で市により買収され市有地になった後も道路法による市道としての路線認定がなく引き続き市から使用を黙認された事実上の道路であった土地についてXが取得時効を理由に市に対し所有権移転登記を求めた事案である。

一審判決は、当該予定公物は公物に準じて取得時効の適用を否定すべき程の高い公共性はないと判断し取得時効を肯定した。

本判決は、Xの占有開始の直前まで道路としての形態及び機能を保持しており、市として黙示の公用開始決定をしたものと評価できるとし、その上で占有開始時まで黙示の公用廃止がされたと認められるような特段の事情がない限り取得時効規定の適用はないとして取得時効を否定した。

(5)大阪地判平成24年2月24日 金法2003号160頁

平成21年(ワ)第11487号 損害賠償等請求事件(請求一部認容)

学校法人であるXは、平成21年1月16日付で文部科学省から、「学校法人における資産運用について(通知)」と題する書面の送付を受け、デリバティブ等のリスクのある商品を学校法人の資産運用に組み込むことに警告を寄せられるとともに、資産運用の実態について説明を求められ、その説明をした当時の理事長であったAに対し、Xにおける資産運用の内容を変更するよう促されたことから、平成21年3月、証券会社Yに対し、同社との間のデリバティブ取引の解約を伝えたが、同月27日、Yから同取引の解約料として11億6270万円の支払いを請求され、同月31日、Yに同額の解約料を支払った。本件は、XがYに対し、主的に、Yの従業員による上記デリバティブ取引の勧誘が公序良俗違反、適合性原則違反又は説明義務違反であって、解約料を詐取された旨主張して、使用者責任(民法715条)に基づき、なお、適合性原則違反及び説明義務違反については、併せて、金融商品の販売等に関する法律5条に基づき、損害賠償として12億8198万円及びこれに対する遅延損害金の支払い、予備的に、Yとの取引がXの目的の範囲外の行為であって、又は錯誤によって無効であると主張して不当利得に基づく返還請求として11億6598万円及びこれに対する法定利息の支払いをそれぞれ求める事案である。

本判決は、公序良俗違反の主張については、本件デリバティブ取引が賭博性を有すると認めるに足りる証拠はないとし、適合性原則違反の主張については、Xは、為替と連動する仕組債等については既に取引経験があり、また、本件デリバティブ取引当時の常務理事(総務担当)B、常務理事(財務担当)C及びAは、同取引には、1豪ドル当たり74円より円高になるとXに損失が発生するリスクがあることは認識していたが、資源国であるオーストラリアの今後の展開等について調査した結果、一時的に74円を割る円高になったとしても、短期間で回復するであろうから、10年間継続すれば総計では利益が出ると判断したというのであり、為替リスクについては理解していたし、Xの財産状況に照らし、Xが本件デリバティブ取引によって生じる損失に耐えられない経済状況であったとは認められないとして、これらの主張を否定した。他方、説明義務違反の主張については、平成19年10月11日のYの担当者による資料に基づいた解約料の説明は、ポイントを落とした字で、「時価の変動によって、期中での合意解約に際し、受取超となることも、支払い超となることもあります」と記載されているのみであって、これによつては、解約料の具体的算定方法あるいは概算額について全く推測もできず、顧客が取引を継続すべきか、解約料を払っても解約の申入れをすべきかを判断する資料とはなり得ないし、また、同日は、本件デリバティブ取引に絞るのではなく、フラット為替についての一般的な説明や米ドルをも含めた商品の説明が中心であったことを考慮すると、Yの担当者がBらに対し、解約手数料についてまで説明をしたとは考えられないし、基本契約書が締結された平成20年1月24日においても、Bは、Yの担当者として、半年近く、フラット為替の入口から詰めまで話してきて、その中でいろいろ聞くべきことは聞いたと認識していたし、オーストラリアの経済情勢は堅調であり、1豪ドル当たり74円より円高になることはない判断していたこと、Yの担当者自身、解約料の具体的な算定方法はわからず、「大きな損失」といってもどの程度の額になるのか、それが10億円なのか1000万円なのかすら理解していなかったことに照らすと、この段階において、Yの担当者がBに対し、ことさら解約料について説明したとも考えられないし、上記基本契約書にも、中途解約の際の一括清算の内容が抽象的に記載されているのみであって、解約料の具体的算定方法あるいは概算額について予測ができるに足りる記載はないので、中途解約の場合の解約手数料についての説明はきわめて不十分であったといわざるを得ないとして、不法行為責任の成立を認めた。その上で、本判決は、Xについて、平成11年頃から、Yとの間において、為替と連動するものも含む仕組債と呼ばれる社債を中心として、多額の資産運用を行っており、本件デリバティブ取引開始に際しても、為替の変動により多額の損失を被る可能性があるということを理解した上で同取引を行っていること、A、BおよびCの3名が協議した上で本件デリバティブ取引を行うことを決断したこと、上記解約料を支払った後の交渉過程においては、経済学部の教授も参加しており、より慎重に検討するための人財を有していたことなどの諸事情を考慮して、Xにも相当程度の過失があったとして、8割の過失相殺を認めた。なお、本件デリバティブ取引がXの目的の範囲外の行為であるかについては、Xにおいて寄附行為に定めのある「確実な有価証券」には、本件以前から取引のあった仕組債、デリバティブ取引等を含むものとして解釈され、運用されてきたものというべきであつて、本件デリバティブ取引がXの目的の範囲外の行為とはいえないし、仮にそうであったとしても、Xが本件デリバティブ取引を目的の範囲外の行為であると主張することは信義則に反し許されないと判示した。また、錯誤無効の主張については、Bは中途解約の場合には解約料を支払わなければならないこと自体は理解していたものといえ、この点について何ら錯誤はないと判示した。

(6)福岡地判平成25年7月4日 判例時報2229号41頁

平成23年(ワ)第2604号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

本件は、事故当時2歳7か月であった子供が、交通事故により胸髄損傷、左大腿骨骨折等の傷害を負い、また、症状固定時に6歳となった同人は、後遺障害として、胸髄損傷による両下肢完全麻痺(運動、知覚)、神経因性膀胱に伴う排尿障害が生じ、これについては、損害保険料率算出機構により、「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの」として、自賠法施行令別表第一第1級1号に該当すると判断され、加害者に対し、民法第709条又は自賠法3条に基づき損害賠償を請求したが、将来発生する損害については定期金賠償を請求したところ、加害者側が定期金

賠償については、その必要性はないし、支払管理上も受け入れられないとして、すべて一時金賠償とすべきであると主張したという事案である。

本判決は、将来介護費等については、被害者側が、定期金賠償の方法を強く希望していることに加え、将来にわたって定期的に支出を要する費用であり、被害者の年齢に照らし、その介護期間は相当に長期間に及ぶことが予想され、定期金賠償による賠償方法になじみやすいことを考慮すると、これらの賠償については、定期金賠償の方法により賠償することを命じるのが相当であると解されると判断し、将来の介護費用等について、定期金賠償の方法による賠償を命じた。

(7)福井地判平成26年5月21日 判例時報2228号72頁

平成24年(ワ)第394号(第1事件)・同25年(ワ)第63号(第2事件) 大飯原発3,4号機運転差止請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))(大飯原発運転差止訴訟第1審判決)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/237/084237_hanrei.pdf

原告ら(北海道札幌市から沖縄市までの各地の居住者ら)が、関西電力に対して、人格権ないし環境権に基づき、大飯原発3及び4号機の運転差止めを求めた事案において、裁判所は、地震により大飯原発の原子炉の冷却機能が喪失すると原子炉格納容器を含む五重の壁が破損し、福島原発事故と同様に放射性物質が外部に放出される危険性があるところ、地震大国の日本においては基準地震動(700ガル)を超える地震が大飯原発には到来しないという関西電力の見解は根拠のない楽観の見通しであること、使用済み核燃料の保管状況に鑑みると、基準地震動を超える地震は勿論、超えるものでなくとも使用済み核燃料プールの冷却装置が損壊する具体的可能性があるところ、これに対する関西電力の対応は国民の安全が何よりも優先されるべきであるとの見識に立つことなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとに成り立っているものといわざるを得ず、国民の生存を基礎とする人格権を放射性物質の危険から守るという観点からみると、大飯原発に係る安全技術及び設備は、確たる根拠のない楽観的な見通しのもとで初めて成り立ち得る脆弱なものであると認めざるを得ないこと、原子炉の運転差止が具体的危険性を軽減する適切で有効な手段であることから、大飯原発から250キロメートル圏内に居住する原告166名に対する関係で、大飯原発で事故発生の場合に放射性物質による健康被害の危険が予想される居住者であるとして同原発の運転差止請求を認容し、同原発から250キロメートル圏外に居住する原告23名については、同危険が予想される範囲内の居住者ではないとしてその差止請求を棄却した。

(8)函館地判平成26年6月5日 判例時報2227号104頁

平成25年(ワ)第93号 損害賠償請求事件(認容(確定))

本件は、Y1法人の診療所の医師Y2による羊水検査を受けたX1X2夫婦が、その検査報告に誤りがあったためにX2は中絶の機会を失いダウン症児Aを出産し、出生後短期間でダウン症に伴う疾患を原因として死亡したとして、Yらに対し不法行為ないし診療契約の債務不履行に基づきXらがそれぞれ損害賠償金の一部である500万円を求めた事案である。

本判決は、羊水検査の誤報告とAの出生との間に相当因果関係があるか否かは、少なからず人工妊娠中絶が行われている社会的実態はあってもこの問題は極めて高度の個人的な事情や価値観を踏まえた決断に関わるもので、その間に相当因果関係を肯定することはできない、ダウン症及び合併症の発生原因そのものはY2の誤報告によりもたらされたものではない等としたが、XらはY2の誤報告により家族設計選択の機会を奪われ、出生直後にAがダウン症児であることを知っただけでなく短期間のうちに重篤な症状に苦しみ死亡した姿を目の当たりにしたXらの精神的苦痛は重大であるとして、Xらそれぞれにつき慰謝料500万円、弁護士費用50万円の計550万円を認定し、Xらの請求を全部認容した。

【商事法】

(9)東京高判平成24年11月27日 金法2003号136頁

平成24年(ネ)第437号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却)

本件は、X1社の従業員であったAが、Y1銀行におけるX1のグループ会社X1 X3の各名義の預金口座およびY2銀行におけるX1のグループ会社X4・X5の各名義の預金口座から、いずれも真正な預金通帳及び銀行届出印を用いて無権限で行った各預金払戻し(X1名義の口座から1774万円余、X2名義の口座から2158万円余、X3名義の口座から687万円余、X4名義の口座から2165万円、X5名義の口座から680万円余)について、XらがYらに対し、それぞれ不法行為に基づく損害賠償請求等を行った事案である。原審は、Xらの請求をいずれも棄却したところ、これを不服とするXらは控訴するとともに、訴えを追加的に変更し、X1 X3はY1に対して、X4・X5は、Y2に対して、それぞれ預金及び預金契約の債務不履行に基づく損害賠償金(弁護士費用)並びにこれらに対する遅延損害金の各支払を求めた。

本判決は、概要次のとおり判示し、Xらの控訴をいずれも棄却したものである。不法行為の成否については、真正な

預金通帳及び銀行届出印を用いて預金払戻しを受けた場合について、預金の払戻しを日常業務として大量かつ迅速に処理することが求められる銀行としては、払戻請求者が無権限であることを疑わせるような特段の事情がない限り、当該請求者に受領権限について説明を求めたり、預金者本人に電話で問い合わせをするなどの確認措置を講じることなく払戻請求に応じ、それが結果的に無権限者に対する払戻しであったとしても、当該払戻しにつき過失があったということではできず、また、Xらが特段の事情として主張した、本件払戻しが他店取扱口座を含む複数(5社又は3社)の口座から一括して預金残高全額の払戻しを現金で求めるものである点、払戻請求額が多額である点、従前の取引態様と異なっている点は、特段の事情には当たらないとした原判決を引用し、Yらが不法行為責任を負うことはないと判示した。債権の準占有者に対する弁済としての免責の可否については、Xらは、Aが一度に5社ないし3社の預金の払戻し手続をしており、関連会社であることが明らかでもない複数の会社の預金の払戻し手続を同一人が行うこと自体が不自然であるから、取引通念上も真実の債権者ないしその代理人等であると信ずるに足りる外観を有していたとはいえず、そもそも債権の準占有者には当たらない旨主張していたが、本判決は、銀行としては、払戻請求者の受領権限について疑いを抱くに足りる特段の事情が認められない限り、基本的には預金通帳の所持及び払戻請求書の印影と届出印との同一性を確認すれば、払戻しに応じることができるものと解するのが相当であるとした上、系列関係にあるなどの事情により複数の会社の経理を担当する従業員等が、単独で複数の会社の預金の払戻し手続を行い、銀行もこれに応ずるということは銀行実務上もよくみられることであるから、単に複数の会社の預金の払戻し手続を単独で同時に行ったからといって、直ちに社会一般の取引通念上、債権を有する者の外観がないということにはならないとして、本件においても、Aは、Xら5社又は3社の真正な預金通帳及び銀行届出印を所持し、これを押捺した払戻請求書を窓口に掲示したのであるから、社会一般の取引通念上、真実の債権者ないしその代理人等としての外観を有していたものと解され、債権の準占有者に当たるといふべきであると判示した。なお、Yらの窓口担当者がAの受領権限について疑いを抱くに足りる特段の事情の有無についても検討し、Aが単独で複数の会社の各預金の残高全額の払戻し手続を同時に行ったこと、払戻請求額が多額であったこと、Xらが過去に現金で払戻しを受けたことがごく僅かしかかったことなどは上記特段の事情に当たらないと判示した。

(10) 仙台地決平成26年3月26日 金法2003号151頁

平成26年(ヨ)第21号,同第25号 各募集株式発行差止仮処分命令申立事件(申立却下)

本件は、債務者Yの株主である債権者らX1 X3が、Yにおける新たに過半数を有する支配株主を出現させる第三者割当の方法による普通株式610万7400株の募集株式の発行は、Yの現経営陣が大株主であるXらの影響力を排除し自己保身をを図ることを目的として行われたものであり、会社法210条2号所定の「著しく不公正な方法」による新株の発行に該当すると主張し、上記新株発行を仮に差し止める旨の仮処分命令を申し立てた事案である。

本決定は、いわゆる主要目的ルールに沿って検討を行い、支配権争いの実態が存在すること、新株等の発行が支配権争いに多大な影響を与えることは認められるものの、資金調達の差し迫った必要性や、1株当たりの価格、本件新株発行後の臨時総会において割当てを受けた第三者提案により経営陣の過半数が入れ替わることが予定されていることなどの事情を総合的に勘案して、いまだ「著しく不公正な方法」による発行であると認めるには足りないと判示した。

(11) 福岡地判平成26年7月14日 金法2002号158頁

平成25年(ワ)第909号 預金払戻等請求事件(請求一部認容)

本件は、土木建築工事の請負等を業とするX社の従業員Aが、Xから窃取した預金通帳と銀行届出印を使用してY銀行のX名義の普通預金口座から合計290万円の払戻し手続をし、Yがこれに応じたところ、XがYに対し、同払戻しの無効を主張して、預金の払戻しを請求する事案である。Yは、(1)債権の準占有者に対する弁済による免責、(2)Xの預金払戻請求につき過失相殺規定の類推適用又は信義則に基づく責任軽減、(3)YのXに対する使用者責任に基づく損害賠償請求権との相殺を主張して争っている。

本判決は、(1)債権の準占有者に対する弁済としての免責の可否について、真正な通帳及び届出印による払戻請求がされている以上、払戻者につき正当な権利者であることを疑わせる特段の事情がない限り、その権限につき預金者本人への確認をしないとしても直ちに金融機関に過失があるとは解せないが、銀行等の本人確認の在り方を検討する場合、そもそも本人への確認を試みるべきか否かという観点からと、本人への確認を試みたが、本人と連絡がつかない等の事情により確認がとれなかった場合にどう対応するかという観点からの検討があり、これらの観点の違いを踏まえて特段の事情を検討すべきところ、本件では、口座開設店以外の払戻しであったこと、日常的入出金のない支店での払戻しであったこと、払戻者が払戻権限者として銀行に認識されていなかったこと、払戻合計額290万円と高額であったことの各事情に照らすと、少なくとも前者の観点からみれば特段の事情があり、銀行に過失があるとして、債権の準占有者に対する弁済としての免責は認められないと判示した。(2)Xの預金払戻請求についての過失相殺規定の類推適用又は信義則に基づく責任軽減の可否については、契約上の履行請求である預金払戻請求と債務不履行に基づく損害賠償請求とはその法的領域を異にするから、仮に、払戻請求につき過失相殺規定を類推適用する余地が

あるとしても、それは預金者について著しい落ち度がある場合に限られるところ、本件では預金者に著しい落ち度はないので、過失相殺規定の類推適用は否定され、また、信義則に基づく責任軽減の主張も理由がないと判示した。他方、(3)YのXに対する使用者責任に基づく損害賠償請求権の成否について、小規模企業の場合に従業員が代表者の指示を受けて預金払戻しをすることは十分あり得るので、本件払戻請求は外形的・客観的にみて預金者の「事業の執行について」なされたといえ、かつ、銀行には重過失までは認められないため、銀行は預金者に対し民法715条に基づく損害賠償請求権を有するが、預金者本人への確認を試みなかった点で過失があるから、5割の過失相殺をするのが相当であると判示した。

【知的財産】

(12)知財高判平成25年12月19日 判例時報2228号109頁

平成24年(ネ)第10054号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却(確定))

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/842/083842_hanrei.pdf

ヒト腫瘍を移植してヒト疾患に対する実験に用いるヌードマウスに係る本件特許を有する原告が、被告が作製している前訴ヌードマウス(本訴ヌードマウスとは別のヒト腫瘍を移植されたヌードマウス)の使用差止めを求める前訴で敗訴・確定した後、被告が作製している本訴ヌードマウスが本件発明の技術的範囲に属すると主張して損害賠償請求した事案において、裁判所が、「特許権侵害の有無は、特許権者が有する特許発明の技術的範囲を定め、相手方がその技術的範囲に属する特許発明を実施したか否かによって決せられるものであり、特許発明の技術的範囲の確定(均等の範囲を除く)、すなわち、特許発明の構成要件の解釈は、特許権侵害の有無の判断に当たって必須の前提として明示又は黙示にされている事実判断である。しかし、この判断は、一般的抽象的な規範としての性質をも有するものであり、それゆえに、ひとたび特許発明の構成要件の解釈として裁判所によって確定した公権的判断として示された場合には、これによって関係当事者間の過去の特許権侵害の有無が確定されこれを拘束することは当然であるが、それとともに、当該判断は関係当事者の将来の行動規範としての作用をも有することになる。このことも鑑み、本件証拠上に顕れた上記諸事情、特に前訴における当事者双方の主張立証の程度及び内容を総合考慮して勘案すると、控訴人が被控訴人に対して本件発明の構成要件Bの「ヒト器官から得られた腫瘍組織塊」について前訴における各判決に示された判断と異なる解釈を主張することは、安定的に形成された被控訴人の法的関係に対する合理的な期待を害し、応訴において不相当な反論の負担を強いるものとして、信義則に反し許されないものと解するのが相当である。」と判示して、信義則上、前訴判決で判断された構成要件解釈と異なる主張をすることはできないとされた事例。

(13)東京地判平成26年9月30日 裁判所HP

平成24年(ワ)第24628号 著作権に基づく差止等請求事件(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/537/084537_hanrei.pdf

企業の内部統制の構築及び監査を中心とした会計コンサルティング業務を行っている公認会計士である原告が、フロー図の全ての図形をその前後の関係性から自動的にデータベースに登録し、このデータを基にして図形を表データに転換すること等ができる経営可視化支援ソフト「QPR Professional Manager」などの販売権、日本語版の制作販売権等を取得し、このソフトやソフト用のテンプレートの販売等を行っている被告に対し、被告からの委託により原告が作成し、原告が著作権を有する「日本版SOX法対応テンプレート」(本件テンプレート)を同梱したソフト「QPR J-SOX」を販売しながら、委託契約に基づく本件テンプレートの販売実績の報告及び本件インセンティブ契約に基づくQPR製品のインセンティブを通知しなかったとして、著作権(複製権ないしは翻案権)に基づき、被告製品の販売、頒布、広告及び展示の差止めを求めた事案で、本件テンプレートがデータベースの著作物であるか否が争点となった。

本件テンプレートの実体や存在形式は判然とせず、具体的にどのような情報がいかなる体系で構成されているのかについては、本件全証拠によってもその詳細が判然としないから、仮に本件テンプレートがデータベースに該当するものであるとしても、その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものであるとは認め難く、本件テンプレートがデータベースの著作物であると認めることはできないから、これを前提とした原告の請求は理由がない、として原告の請求は棄却された。

(14)東京地判 平成26年10月9日 裁判所HP

平成24年(ワ)第15612号 特許権侵害差止等請求事件 特許権 民事訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/561/084561_hanrei.pdf

観察面において観察される直径4 μ m以上の介在物が86個/mm²以下であることを構成要件の一つとする「Cu-Ni-Si系合金部材」の特許権を有する原告が、被告製品の生産等の差止め等を求めたが、サポート要件違反又は実施可能要件違反により本件発明に係る特許は無効にされるべきであるから、原告は特許法104条の3第1項により本

件特許権を行使することができないとして、請求を棄却した事案。

本件明細書の発明の詳細な説明には、実施例4の表4に、「直径4 μm以上の介在物個数が25個/mm2の試料、47個/mm2の試料及び86個/mm2の試料の3つの本発明例と125個/mm2の試料及び150個/mm2の試料の2つの比較例」が列記され、さらに「ここで本発明において「介在物」とは、鑄造時の凝固過程に生じる一般に粗大である晶出物並びに溶解時の溶湯内での反応により生じる酸化物、硫化物等、更には、鑄造時の凝固過程以降、すなわち凝固後の冷却過程、熱間圧延後、溶体化処理後の冷却過程及び時効処理時に固相のマトリックス中に析出反応で生じる析出物であり、本銅合金のSEM観察によりマトリックス中に観察される粒子を包括するものである。」と記載されていることが認められる。

しかしながら、介在物個数の調整方法に関する記載について、時効処理温度及び時間につき、粗大な晶出物及び析出物の個数を低減させる方法についての一定の開示があるが、溶解時の溶湯内での反応により生じる酸化物、硫化物等については、本件明細書の発明の詳細な説明に、直径4 μm以上の介在物個数を低減させる方法の開示は全くない。

そして、本件明細書の記載内容及び弁論の全趣旨からすれば、原告が本件特許出願時において直径4 μm以上の全ての介在物個数を0個/mm2とするCu-Ni-Si系合金部材を製造することができたと認めるに足りず、技術的な説明がなくても、当業者が出願時の技術常識に基づいてその物を製造できたと認めることもできない。そうすると、本件明細書の発明の詳細な説明には、特許請求の範囲に記載された数値範囲全体についての実施例の開示がなく、かつ、実施例のない部分について実施可能であることが理解できる程度の技術的な説明もないものといわざるを得ない。

したがって、本件発明は、特許請求の範囲で、粗大な介在物が存在しないものも含めて特定しながら、明細書の発明の詳細の説明では、粗大な介在物の個数が最小で25個/mm2である発明例を記載するのみで0個/mm2の発明例を記載せず、かつ、全ての粗大な介在物の個数を低減する方法について記載されていないことなどからすれば、本件明細書の発明の詳細な説明は、本件発明の少なくとも一部につき、当業者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであるとはいえない。

以上のとおりであって、被告製品のうち亜鉛の含有量が1.5%以下のものは本件発明の技術的範囲に属するが、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものと認められるから、原告は、特許法104条の3第1項により、本件特許権を行使することができない。

【民事手続】

(15) 最二決平成25年11月13日 判例時報2228号27頁

平成25年(許)第4号 訴訟費用負担決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/735/083735_hanrei.pdf

更生債権に関する訴訟が更生手続開始前に係属していたところ、更生手続開始決定後原告が本案訴訟請求債権を更生債権として届出し、同債権の内容等が異議なく確定したが、訴訟費用請求権について更生債権としての届け出をしないまま、当該訴訟が更生債権の確定及び更生計画認可決定によって当然に終了した。そのため、原告が民事訴訟法73条に基づき本案裁判所に対し訴訟費用負担を命ずる決定の申立てをし、同訴訟費用請求権が更生債権に当たるか否かが問題となった事案。最高裁判所は、更生債権に関する訴訟が更生手続開始前に係属した場合において、当該訴訟が会社更生法156条又は158条の規定により受継されることなく終了したときは、当該訴訟に係る訴訟費用請求権は更生債権に当たる、と判示し、訴訟費用請求権は更生債権としての届出がされておらず、更生会社は認可決定があったことによりその責任を免れたのであるから、本件申立ては申立ての利益を欠き却下すべきものである、と判示した。

(16) 最一判平成26年9月25日 最高裁HP

平成25年(受)第1649号 建物賃料増額確認請求事件(破棄差戻)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/488/084488_hanrei.pdf

(裁判要旨)

建物賃借人Yらの賃料減額請求に基づく賃料確認請求訴訟と賃貸人Xの賃料増額請求に基づく賃料確認反訴請求訴訟(以下、「前訴」という。)の口頭弁論終結前に、Xがさらに本件賃料増額請求を行い、前訴判決後に、Xが増額された賃料の額の確認等を求める事案において、Xの請求は、前訴判決の既判力に抵触するとした原判決を破棄差戻した事例。

(理由)

賃料増減額確認請求訴訟の確定判決の既判力は、原告が特定の期間の賃料額について確認を求めていると認められる特段の事情のない限り、前提である賃料増減請求の効果が生じた時点の賃料額に係る判断について生ずる。

前訴におけるXYいずれの請求の趣旨も賃料額の確認を求める期間の特定はなく、前訴判決の請求認容部分においても同様であり、前訴の訴訟経過をも考慮すれば、前訴につきY及びXが特定の期間の賃料額について確認を求めて

いたとみるべき特段の事情はない。

そうであれば、前訴判決の既判力は、Xの賃料増額請求及びYの賃料減額請求がそれぞれ効果を生じた時点について生じているにすぎないから、本件訴訟において本件賃料増額請求によりその効果を生じる時点において本件賃料が増額された旨を主張することは、前訴判決の既判力に抵触しない。

(17)東京高決平成26年4月24日 金法2003号132頁

平成26年(ラ)第564号 転付命令に対する執行抗告事件(抗告棄却)

債権者Xは、債務者Yとの間の少額訴訟における和解調書を債務名義として、Yが宅地建物取引業法64条の9に基づきZ(宅地建物取引業保証協会)に納付した弁済業務保証金分担金の返還請求権のうち57万8485円に満つるまで(本件債権)の差押命令を得た後、同債権をXに転付する旨の命令を申し立てた。原審が、上記申立てを認容し、転付命令を発したところ、第三債務者であるZが、本件債権について、無条件で支払いを請求できず、金額の確定性も欠いており、民事執行法159条1項の転付命令の要件を満たさないと主張し、執行抗告を申し立てた。

本決定は、本件債権は、YがいまだZの社員たる地位を失っておらず、その返還を求めることが許されなくても、請求権の発生という要件自体を欠いているものではなく、また、債権額自体も確定していると解することができるから、被転付適格を欠くことにはならないと判示した。

【刑事法】

(18)最一決平成26年7月22日 最高裁HP

平成24年(あ)第59号 業務上過失致死被告事件(上告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/532/084532_hanrei.pdf

(要旨)

国から占用許可を得て市が公園の一部として開放し維持管理していた人工砂浜での埋没事故について、同砂浜を含む海岸の工事、管理に関する事務を担当していた国土交通省職員に同砂浜に関する安全措置を講ずべき業務上の注意義務があったとされた事例

(法務速報160号21番で紹介済の平成24年(あ)第1391号事件と同一事案で判示も同様)

【公法】

(19)最一決小平成26年9月25日 最高裁HP

平成26年(行フ)第2号 移送決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻し)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/502/084502_hanrei.pdf

厚生労働大臣が徳島県内に居住する原告人に対して国民年金法による障害基礎年金の裁定請求を却下する旨の処分をしたため、これに対する取消訴訟が徳島地裁に提起されたことに対し、本案被告が、本案原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高松高等裁判所の所在地を管轄する高松地方裁判所に移送することを申し立てた事案である。

そこでは、裁定請求事件の審査を担当した徳島事務センターが行政事件訴訟法12条3項にいう「事案の処理に当たった下級行政機関」に該当するかが争点となり、原審はこれを否定したが、最高裁は、行政事件訴訟法12条3項の趣旨等に鑑みると、処分行政庁を補助して処分に関わる事務を行った組織は、それが行政組織法上の行政機関ではなく、法令に基づき処分行政庁の監督の下で所定の事務を行う特殊法人等又はその下部組織であっても、法令に基づき当該特殊法人等が委任又は委託を受けた当該処分に関わる事務につき処分行政庁を補助してこれを行う機関であるといえる場合において、当該処分に関し事案の処理そのものに実質的に関与したと評価することができるときは、同項にいう「事案の処理に当たった下級行政機関」に該当するものと解するのが相当であるとし、同センターの該当性を審理させるべく、事件を原審に差し戻した。

(20)最一判平成26年9月25日 最高裁HP

平成25年(行ヒ)第35号 固定資産税等賦課取消請求事件(原判決破棄、被上告人の控訴棄却)

1月1日時点では新築登記を経ていなかった物件について、同年10月に前年12月の新築登記がなされた場合の、固定資産税等賦課処分の適法性が争われた。控訴審裁判所は、賦課期日に登記登録がなかった以上は違法であるとしたが、最高裁判所は、土地又は家屋につき、賦課期日後賦課決定処分時までに登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に賦課期日現在の所有者として登記又は登録されている者は、当該賦課期日に係る年度における固定資産税の納税義務を負うとした。

【社会法】

(21) 最一判平成26年10月9日 最高裁HP 泉南アスベスト訴訟(第1陣)

平成23年(受)第2455号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻し・一部棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/545/084545_hanrei.pdf

(判示事項)

大阪府泉南地域に存在した石綿(アスベスト)製品の製造、加工等を行う工場又は作業場において、石綿製品の製造作業等に従事したことにより、石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患したと主張する元従業員らが、国に対し、石綿関連疾患の発生又はその増悪を防止するために労働基準法(昭和47年法律第57号による改正前のもの。以下「旧労基法」という。)及び労働安全衛生法に基づく規制権限を行使しなかったことが違法であるなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案において、原告31名中24名について、労働大臣が特定化学物質等障害予防規則(昭和46年労働省令第11号)が制定された昭和46年4月28日まで旧労基法に基づく省令制定権限を行使して罰則をもって局所排気装置を設置することを義務付けなかったことが国家賠償法1条1項の適用上違法であるとはいえないとした原判決を破棄して、さらに審理を尽くさせるために差し戻し、原告中7名については、昭和46年4月28日以前に石綿工場で石綿の粉じんにはばく露したことの主張立証がない元従業員らの承継人であるとして、上告を棄却し、請求を認めなかった事例。

(理由)

労働大臣は、昭和33年頃以降、石綿工場に局所排気装置を設置することの義務付けが可能となった段階で、できる限り速やかに、旧労基法に基づく省令制定権限を適切に行使し、罰則をもって上記の義務付けを行って局所排気装置の普及を図るべきであったといえることができる。そして、昭和33年には、局所排気装置の設置等に関する実用的な知識及び技術が相当程度普及して石綿工場において有効に機能する局所排気装置を設置することが可能となり、石綿工場に局所排気装置を設置することを義務付けるために必要な実用性のある技術的知見が存在するに至っていたものと解するのが相当である。そうすると、昭和33年当時、労働大臣が、旧労基法に基づく省令制定権限を行使して石綿工場に局所排気装置を設置することを義務付けることが可能であったと解する余地があり、そうであるとすれば、同年以降、労働大臣が上記省令制定権限を行使しなかったことが、国家賠償法1条1項の適用上違法となる余地があることになる。

(22) 最一判平成26年10月9日 最高裁HP 泉南アスベスト訴訟(第2陣)

平成26年(受)第771号 損害賠償請求事件(一部破棄自判・一部棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/546/084546_hanrei.pdf

(裁判要旨)

大阪府泉南地域に存在した石綿(アスベスト)製品の製造、加工等を行う工場又は作業場において、石綿製品の製造作業等に従事したことにより、石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患したと主張する元従業員ら58名が、国に対し、石綿関連疾患の発生又はその増悪を防止するために労働基準法(昭和47年法律第57号による改正前のもの。以下「旧労基法」という。)及び労働安全衛生法に基づく規制権限を行使しなかったことが違法であるなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案において、原告中57名について、労働省労働基準局長が、通達により、石綿に関する作業につき局所排気装置の設置の促進を一般的な形で指示した昭和33年5月26日には、労働大臣は、旧労基法に基づく省令制定権限を行使して、罰則をもって石綿工場に局所排気装置を設置することを義務付けるべきであったのであり、特定化学物質等障害予防規則(昭和46年労働省令第11号)が制定された昭和46年4月28日まで、労働大臣が旧労基法に基づく上記省令制定権限を行使しなかったことは、旧労基法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法であるといえるべきであるとして、これと同旨の原判決を支持し、原告1名については、昭和46年4月28日以前に石綿工場で石綿の粉じんにはばく露していない亡Aの承継人1名であるとして逆転敗訴とした事例。

(23) 東京高判平成26年5月30日 判例タイムズ1403号299頁

平成23年(ワ)第8号 損害賠償請求事件(請求棄却・上告、上告受理申立て)

公正取引委員会は被告(セブンイレブンジャパン)が加盟店での廃棄商品の原価相当額全額を加盟者負担とする仕組みの下、見切り販売(販売期限の迫っている商品の値引き販売)を行う加盟者に対し同販売の取りやめを余儀なくさせる行為が独占禁止法19条に違反するとし、同法20条1項に基づき排除措置命令を行った。原告(加盟者)は同排除命令の4日後に見切り販売を始めたが原告の妨害により同販売を実施できなかったとし、同法25条に基づき損害賠償を請求した。本判決は、同条に基づく損害賠償請求権は、排除措置命令において違反行為とされた行為(デイリー商品(品質が劣化しやすい食品及び飲料であって原則として毎日店舗に納品されるもの)を推奨価格で販売するのが望ましい旨の助言や指導をする域を超えて、同商品の見切り販売は加盟店基本契約に違反する行為である、あるい

は、同販売を行うことにより同基本契約上の不利益が生じると指摘したり、被告の経営指導に従うよう恫喝したりして、加盟店が有する商品の価格決定権の行使を現実に妨げ、同販売の取りやめを余儀なくさせる行為)によるものによって認められるとし、原告の主張する妨害行為のうち、破棄当然との説明、見切り販売を否定する主張の繰り返し、定価販売に基づくブランドイメージの強調等については、助言や指導を超えるものとは認められないとし、その他の行為についても、デイリー商品は一切値下げできないと説明したものではない、クリスマス等の特別な日の発注に係るものについても、見切り販売を禁ずる旨の発言があったとは認められない、クリスマスケーキ等の予約販売分のある商品については、値下げにより定価で予約購入した顧客が不快感を抱くことは十分予想されるから、値下げ販売をすると次の年から二度と定価で売れなくなるとの説明があったとしても不合理とはいえない等とし、いずれも違反行為とされた行為には当たらないとして、原告の請求を棄却した。

(24)大阪地判平成25年4月19日 判例タイムズ1403号91頁

平成22年(行ウ)第35号 生活保護申請却下処分取消等請求事件(甲事件)、平成22年(ワ)第3293号 損害賠償請求事件(乙事件)(認容(甲事件)、一部認容(乙事件)・確定)

身体障害を有する原告は、日常生活や通院のために処分価値のない自動車を保有したまま生活保護開始決定を受けたが、自動車の処分の指示に従わなかったため同決定の廃止処分を受けた。その後原告は生活保護を申請し却下されたが、その後さらに同申請をしたところ同開始決定を受けた。原告は同却下処分の取り消し及び同却下及び上記廃止処分により生じた経済的・精神的損害につき国家賠償を請求した。身体障害を有する保護対象者の自動車の保有については厚生省の通知により要件が定められているところ、本判決は、同要件の違憲性・違法性について、処分価値のない自動車の保有を当然には認めていないことは、保有の可否は維持費等の経済的支出が社会通念上は認できると認められるような事情があるかという観点から検討されるものであり当然に保有が認められるわけではないので違憲・違法ではない、保有を制限することについては、同要件は保有の必要性や上記事情の有無といった観点から具体的基準を示しており一応の合理性があるとし、違憲・違法ではないとし、その上で、本件の原告は、自動車保有の要件を満たすので上記各処分は違法であるとし、国家賠償を認めた。

(25)東京地判平成26年9月29日 裁判所HP 平成24年(ワ)第30904号 損害賠償等請求事件(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/558/084558_hanrei.pdf

原告会社が、被告会社に対し、不正競争防止法2条1項1号及び3条、又は会社法8条に基づき、「東洋総医研」を含む商号の使用の差止め、並びに「株式会社東洋総医研」との商号の抹消登記手続を求めた事案。会社法8条にいう「不正の目的」は、他の会社の営業と誤認させる目的、他の会社と不正に競争する目的、他の会社を害する目的など、特定の目的のみに限定されるものではないが、不正な活動を行う積極的な意思を有することを要するものと解するのが相当である(知財高裁平成19年6月13日判決・判タ1294号163頁参照)。被告は、事業を継承しようとするに当たり、原告会社が多額の負債を抱えていたことを踏まえ、原告会社をそのまま活用するのではなく、受け皿として被告会社を新たに設立することとし、その設立に際し、事業承継をスムーズに進めるため、原告会社の商号の要部である「東洋総医研」を含む「株式会社東洋総医研」との商号を用いたものであって、原告会社の代表者であった原告甲も、当然、これを了承していたものと推認するのが相当であり、被告会社が「東洋総医研」を含む「株式会社東洋総医研」との商号を使用することについて、会社法8条所定の「不正の目的」があったと認めることは、困難といわざるを得ない。また、何らの客観的裏付けもない原告本人の供述をもって、「東洋総医研」との表示が原告会社の周知営業表示であると認めることも困難である、として原告の請求は棄却された。

【紹介済み判例】

大阪地判平成24年3月23日 判例タイムズ1403号225頁

平成19年(ワ)第10585号 損害賠償請求事件(請求棄却・控訴)

法務速報142号4番で紹介済

東京地判平成24年3月30日 判例タイムズ1403号149頁

平成23年(ワ)第1429号 地位確認等請求事件(請求棄却・控訴(後控訴棄却・上告))

法務速報150号27番で紹介済

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/351/083351_hanrei.pdf

知財高判平成24年8月8日 判例タイムズ1403号271頁

平成24年(ネ)第10027号 著作権侵害差止等請求控訴事件(一部取消、請求棄却、一部控訴棄却、追加請求棄却・上告、上告受理申立(後上告棄却))

法務速報136号11番で紹介済

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/492/082492_hanrei.pdf

東京高判平成24年11月14日 金法2002号135頁

平成24年(ネ)第4493号 預金払戻等請求控訴事件(原判決一部取消・請求一部認容)

法務速報145号1番で紹介済

東京地判平成25年1月23日 判例タイムズ1403号123頁

平成22年(行ウ)第615号 損害賠償等(住民訴訟)請求事件(一部却下,一部認容・控訴(後一部取消,請求棄却・上告))

法務速報149号22番で紹介済

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/564/083564_hanrei.pdf

東京地判平成25年7月24日 判例タイムズ1403号184頁

平成23年(ワ)第3908号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴(後取消,請求棄却・上告受理申立て))

法務速報153号11番で紹介済

最一判平成25年11月21日 判例時報2229号11頁

平成24年(受)第105号 求償債権等請求事件(上告棄却)

法務速報151号15番で紹介済

最三判平成26年1月14日 判例タイムズ1403号80頁

平成23年(受)第1561号 認知無効,離婚等請求本訴,損害賠償請求反訴事件(上告棄却)

法務速報153号1番で紹介済

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/877/083877_hanrei.pdf

知財高判平成26年3月13日 判例時報2227号120頁

平成25年(行ケ)第10226号 審決取消請求事件 認容(上告・上告受理申立て)

法務速報155号9番で紹介済

判決文：http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=84044

最一決平成26年3月17日 判例時報2229号112頁

平成23年(あ)第1224号 死体遺棄,傷害致死,傷害,殺人被告事件(上告棄却)

法務速報155号16番で紹介済

東京高判平成26年3月26日 判例タイムズ1403号356頁

平成25年(う)第1744号 危険運転致死傷被告事件(控訴棄却・上告,上告受理申立て(後上告棄却))

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/412/084412_hanrei.pdf

法務速報161号11番で紹介済

最二決平成26年4月7日 判例時報2228号129頁

平成24年(あ)第1595号 詐欺被告事件(上告棄却)

法務速報156号16番で紹介済

最二決平成26年4月7日 判例タイムズ1403号88頁

平成24年(あ)第1595号 詐欺被告事件(上告棄却)

法務速報156号16番で紹介済

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/109/084109_hanrei.pdf

最二決平成26年4月7日 金法2002号132頁

平成24年(あ)第1595号 詐欺被告事件(上告棄却)

法務速報156号16番で紹介済

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/109/084109_hanrei.pdf

最三判平成26年4月22日 判例時報2227号127頁

平成24年(あ)1816号 住居侵入,殺人,銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件(破棄差戻し)

法務速報157号17番で紹介済

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=84139

2. 平成26年(2014年)10月22日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

なし

3.10月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

安達敏男/吉川樹士 著 日本加除出版 277頁 2,808円
終活にまつわる法律相談 遺言・相続・相続税

森 正道/梶野研二 著 新日本法規 355頁 4,536円
判例・裁決例にみる非公開株式評価の実務

山川一陽/根田正樹/小池正明/有吉眞 編 学陽書房 376頁 4,536円
同族会社 相続の法務と税務

武田秀和 著 税務研究会出版局 253頁 2,160円
民法と相続税法からみる 遺産分割協議と遺贈の相続税実務 Q&A

和田仁孝/大塚正之 編著 司法協会 206頁 1,944円
家事紛争解決プログラムの概要 家事調停の理論と技法

二宮周平/渡辺惺之 編著 日本加除出版 381頁 3,564円
離婚紛争の合意による解決と子の意思の尊重

4.10月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

大場民男 著 日本加除出版株式会社 758頁 7,128円

条解・判例 土地区画整理法

小林包美 著 第一法規 341頁 4,320円

個別労働紛争あっせん制度の実務と実践 60の事例から学ぶ和解のポイント

石寄信憲 編著 中央経済社 843頁 7,128円

労働行政対応の法律実務

富井利安 著 法律文化社 172頁 4,101円

景観利益の保護法理と裁判

菊池 純一 編著 白桃書房 208頁 2,700円

知財のビジネス法務リスク 理論と実践から学ぶ複合リスク・ソリューション

山本克己/小久保孝雄/中井康之 著 日本評論社 653頁 5,292円

別冊法学セミナーno.233 新基本法コンメンタール破産法 平成25年までの法改正に対応

東京地裁会社更生実務研究会 著 金融財政事情研究会 429頁 5,400円

会社更生の実務 上巻[新版]

東京地裁会社更生実務研究会 著 金融財政事情研究会 400頁 5,400円

会社更生の実務 下巻[新版]

5. 発刊書籍<解説>

「離婚紛争の合意による解決と子の意思の尊重」

調停における子どもの意思の尊重について,ハーグ条約の実施と合意解決の状況について,諸外国における離婚紛争と子の意思の尊重の状況についてなどが,弁護士,調査官らによって論じられている。

「会社更生の実務 上巻・下巻」

東京地裁民事第8部の裁判官と書記官により会社更生手続がQ&A方式165問で解説されている。

手続の申立てから終了まで,管財人の職務,更生債権等の届け出,調査などが解説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。